

調査手数料

JAB ND401:2013

第 4 版 : 2013 年 4 月 1 日
第 1 版 : 2002 年 08 月 13 日

公益財団法人日本適合性認定協会

調査手数料

1 事業の区分

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行令（平成13年政令第355号、以下「令」という。）に係わる事業には、以下の事業区分がある。

略称	事業区分	事業内容
第1号事業	令第2条第1号の国外適合性評価事業	通信端末機器及び無線機器のR&TTE指令への適合性評価
第8号事業	令第2条第8号の国外適合性評価事業	通信機器の米国通信委員会(FCC)規則への適合性評価

2 調査手数料（消費税別）

(1) 第1号事業調査手数料

次表に示す額に、(3)に示す旅費、日当及び宿泊料の額を加えた額とする。

番号	申請の種類	申請1件につき(円)
1	認定又は認定の更新のための調査の申請	1,669,200
2	認定又は認定の更新のための調査の申請（附属書3及び4の業務に限定する場合）	1,287,300
3	認定又は認定の更新のための調査の申請（附属書5の業務に限定する場合）	676,300
4	変更の認定のための調査の申請	634,800
5	変更の認定のための調査の申請（附属書3及び4の業務に限定する場合）	520,600
6	変更の認定のための調査の申請（附属書5の業務に限定する場合）	315,000
7	申請者の要請による追加の現地調査を行う事業所ごと	148,500
8	認定又は認定の更新のための調査を複数の事業所で行う場合、1を超える事業所ごと	321,200
9	認定又は認定の更新のための調査を複数の事業所で行う場合、1を超える事業所ごと（附属書3及び4の業務に限定する場合）	262,800
10	認定又は認定の更新のための調査を複数の事業所で行う場合、1を超える事業所ごと（附属書5の業務に限定する場合）	148,500

(2) 第8号事業調査手数料

次表に示す額に、(3)に示す旅費、日当及び宿泊料の額を加えた額とする。

番号	申請の種類	申請1件につき(円)
1	認定又は認定の更新のための調査の申請	3,285,000
2	認定又は認定の更新のための調査の申請（第68部等以外の業務に限定する場合）	2,970,000
3	認定又は認定の更新のための調査の申請（第68部の業務に限定する場合）	2,340,000

4	変更の認定のための調査の申請	1,421,000
5	変更の認定のための調査の申請(第68部等以外の業務に限定する場合)	1,211,000
6	変更の認定のための調査の申請(第68部の業務に限定する場合)	1,211,000
7	認定又は認定の更新のための調査を複数の事業所で行う場合、1を超える事業所ごと	1,232,000
8	認定又は認定の更新のための調査を複数の事業所で行う場合、1を超える事業所ごと (第68部等以外の業務に限定する場合)	1,022,000
9	認定又は認定の更新のための調査を複数の事業所で行う場合、1を超える事業所ごと (第68部の業務に限定する場合)	602,000
10	申請者の要請による追加の現地調査を行う事業所ごと	534,500

(3) 旅費、日当及び宿泊料の額

ア 旅費、日当及び宿泊料

旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法による実費とし、遠距離出張と近距離出張及び通勤圏出張とに区分する。

遠距離出張は、JAB (JABの事務所の所在地をいう。以下同じ。) から 100km 以上の地へ出張する場合に適用し、旅費、日当及び宿泊料とする。(下表)

旅費	日当 (1日当たり)	宿泊料 (1日当たり)
実費	3,500円	11,500円

近距離出張は、JAB から 30km 超 100km 未満離れた地に出張する場合に適用し、旅費及び日当とする。(下表)

旅費	日当 (1日当たり)
実費	2,000円

通勤圏出張は、JAB から 30km 以内の地に出張する場合に適用し、旅費のみとする。

旅費実費が 1,000 円に満たない場合は、車賃 1,000 円とする。

イ 旅費に関する補足事項

鉄道賃(モノレールを含む)、航空賃、船賃及び車賃は、その実費(急行料金、特別急行料金、新幹線特別急行料金を含む。)とする。

ウ 日当に関する補足事項

日当は、JAB 出発の当日から帰着の当日までの旅行日数に応じたものとする。

公益財団法人 **日本適合性認定協会**

〒141-0022 東京都品川区東五反田 1 丁目 22-1

五反田 AN ビル 3F

Tel.03-3442-1217 Fax.03-5475-2780

本協会に無断で記載内容を引用、転載及び複製することを固くお断りいたします。